

令和4年度 第4回

府中市都市計画審議会議事録

令和5年1月24日開催

府中市都市計画審議会
議事日程

令和5年1月24日(火) 午後3時
府中駅北第2庁舎会議室

日程第1 会長の選任について

日程第2 会長代理の指名について

日程第3 第1号議案 府中都市計画生産緑地地区の変更について

日程第4 第2号議案 特定生産緑地の指定について

日程第5 第3号議案 府中都市計画用途地域等の変更(原案)について

日程第6 その他

午後 3 時開会

【計画課長】それでは、定刻少し前ではございますけれども、全員お揃いになりましたので、ただいまから府中市都市計画審議会を開会していただきたいと存じます。

開会に先立ちまして、都市整備部長の松村よりご挨拶申し上げます。

【都市整備部長】委員の皆様、こんにちは。都市整備部長の松村でございます。本日はお忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の案件は、審議事項が 3 件でございます。どうぞよろしくご審議を賜りますようお願い申しあげまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

【計画課長】ご審議いただく前に、お知らせと報告がございます。はじめにお知らせでございますが、机上に配布しております資料、「区域の訂正（比較図）」は日程第 3、第 1 号議案で使用する資料で、事前に送付した資料を補足するものでございます。計画図と見比べていただけるように、別でご用意いたしましたので、ご活用いただければと存じます。

続きまして報告でございますが、警視庁の人事異動に伴いまして、〇〇委員に代わり、〇〇委員を 12 月 21 日付で委嘱しました。また、〇〇委員が辞任され、新たに〇〇委員を 12 月 22 日付で委嘱しましたので、ご報告いたします。

このことに伴い、会長が不在になりますので、〇〇会長代理に議事進行をお願いいたします。

【議長】それでは、会議に入る前に新たに委員となられました〇〇委員と〇〇委員よりご挨拶をいただきたいと存じます。はじめに、〇〇委員、よろしくお願いたします。

【〇〇委員】昨年 10 月 17 日付で府中警察署長に着任いたしました、〇〇でございます。どうぞよろしくお願いたします。

【議長】〇〇委員、ありがとうございました。続きまして〇〇委員、よろしくお願ひします。

【〇〇委員】昨年 11 月 1 日より、むさし府中商工会議所会頭を拝命しております〇〇と申します。初めての参加になりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【議長】〇〇委員、ありがとうございました。

それでは会議に入りたいと思いますが、会議を開催するにあたり、事務局から本日の委員の出欠状況について、報告をお願いします。

【都市計画担当主査】はい、議長。それでは、本日の委員の皆様方の出欠の状況をご報告します。〇〇委員が欠席とのご連絡をいただいております。以上でございます。

【議長】ありがとうございます。

それでは、会議開催の可否でございますが、定足数に達しておりますので、本日の会議は有効に成立しております。

次に、本日の会議の議事録の署名人について、決めたいと存じます。府中市都市計画審議会運営規則第 13 条第 2 項に「議事録には議長および議長が指名する委員が署名するものとする」と規定されておりますので、私のほうで指名させていただきます。

本日の議事録への署名につきましては、議席番号 16 番、〇〇委員と、議席番号 17 番、〇〇委員をお願いします。

続きまして、本日の傍聴希望者の状況を事務局から報告願ひます。

【都市計画担当主査】はい、議長。本日は傍聴希望者が 3 名いらっしゃいます。

【議長】傍聴希望者がいらっしゃいますので、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 それでは、傍聴者の入室までしばらくお待ちください。

(傍聴者着席)

それでは、事前にお配りしております議事日程に従いまして、最初に会議の運営に係る事項として、会長および会長代理を決め、その後、議案をご審議いただきたいと存じます。

はじめに、日程第1「会長の選任について」でございます。府中市都市計画審議会条例第6条に「会長は『学識経験者』として任命された委員のうちから選出する」と定められております。したがって、「学識経験者」として任命された〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、私の6名の中から選出することとなります。

会長の選任について、ご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

【〇〇委員】 はい。

【議長】 はい、お願いします。

【〇〇委員】 はい、〇〇でございます。今日まで、いろいろなご役職に就かれて、またご経験も豊富な、〇〇委員に会長をお願いすることがよろしいかと思っておりますので、〇〇委員を会長職としてご推薦を申し上げます。

以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。ただいま、〇〇委員から私を会長に推薦するのご意見をいただきましたが、他にご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

【〇〇委員】 はい。

【議長】 はい、〇〇委員。

【〇〇委員】 〇〇委員で異議なし。

【議長】 他にご意見のある方はいらっしゃいますか。他にご意見がないようでございますので、私が会長の職を拝命したいと存じます。浅学非才の身ではございますけれども、皆様方のお力添えをいただきながら、審議会

の円滑な運営に努めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひ
します。

それでは、次に、日程第 2「会長代理の指名について」を議題といたし
ます。

本件につきましては、府中市都市計画審議会条例第 6 条第 3 項に、「会
長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理
する」と規定されておりますので、私から指名させていただきます。会長
代理は、〇〇委員をお願いしたいと存じますので、よろしくお願ひいたし
ます。

【〇〇委員】はい。

【議長】次に日程第 3、第 1 号議案「府中都市計画生産緑地地区の変更に
ついて」を議題にしたいと思ひます。

事務局から議案の説明をお願いします。

【公園緑地課職員】はい、議長。初めに、本日机上に置かせていただきま
した「区域の訂正（比較図）」の参考資料は、後ほどご説明させていただきます
ので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいま議題となりました、第 1 号議案「府中都市計画生産
緑地地区の変更」につきまして、ご説明いたします。本件は生産緑地の機
能を維持することが困難となった、生産緑地地区を廃止するもの、および
市街化区域内において適正に管理されている農地等について、生産緑地地
区の指定を行うもの、そして、今までの計画図と形状の整合が図られてい
ない生産緑地地区の区域を訂正するものでございます。

なお、本件は府中市が決定する都市計画でございます。

それでは第 1 号議案、資料の 1 ページをお開きください。第 1 の「種類
及び面積」でございますが、変更後の生産緑地地区の面積は約 92.68 ヘク
タールでございます。第 2 の「削除のみを行う位置及び区域」ございま

すが、削除となりますのが 8 件、削除する面積は約 10,610 平方メートルでございます。

それでは、2 ページをお開きください。続きまして、第 3 の「追加のみを行う位置及び区域」でございますが、今回追加となりますのが 1 件、面積は約 500 平方メートルでございます。

資料の 3 ページをお開きください。続きまして、第 4 の「区域の変更のみを行う位置及び区域」でございますが、生産緑地地区を管理するために使用する計画図のうち、地区の形状がずれたもの 6 件について修正を行うものです。

今回、6 カ所の「区域の訂正」を行う理由としましては、令和 5 年分の特定生産緑地の指定手続きのため、書類審査や現況確認を進める中で、いままでの計画図と整合が図られていない生産緑地地区が複数確認できましたので、ここで修正させていただくものです。

それでは、4 ページにお進みください。こちらは新旧対照表でございますが、8 件の削除、1 件の追加、6 件の区域訂正のほか、生産緑地地区の削除に伴う端数処理や生産緑地の登録面積と登記簿面積を一致させるなどの面積精査により、360 平方メートルを増やすことといたします。

下段の「変更概要」でございますが、変更事項の欄 1 の「位置の変更」につきましては、新旧対照表のとおりでございます。2 の「区域の変更」につきましては、この後、計画図でご説明いたします。

3 の「面積の変更」につきましては、地区数は 438 件から 434 件で 4 件の減、府中市全体の生産緑地地区の面積は約 93.66 ヘクタールから約 92.68 ヘクタールとなり、約 0.98 ヘクタールの減となります。

続きまして、変更となる個々の地区についてご説明いたします。まずはじめに、生産緑地地区の区域訂正となるものをご説明いたしますが、参考資料として本日配付させていただきました A4 判の「区域の訂正(比較図)」、

をご覧ください。こちらは区域訂正となる該当地区をまとめたもので、表の上段をご覧ください。表の左側から通し番号、地区番号、変更前、変更後、図面番号としております。

変更後の図面の中には、黒色の枠線を表示していますが、こちらが具体的に形状を修正する箇所を示すものでございますので、これからの計画図の説明と併せて、ご覧ください。

恐れ入りますが、議案書に戻りまして、A3判の計画図 5 ページをお開きください。それでは、右下の凡例をご覧ください。緑の縦じま部分は既に指定されている区域、オレンジ色で着色されたものが「今回区域の変更を行う区域」となっております。

図面中央の区域番号 514 では、地区の中央部分を修正いたしました。A4判の比較図の参考資料では、2 ページの下段、丸囲いの部分が修正箇所となります。

続きまして、A3判の計画図 7 ページをお願いいたします。図面中央の地区番号 520 では、北側が縮むように修正しました。比較図の参考資料は、3 ページの上段です。

続きまして、A3判の計画図 9 ページをお願いいたします。図面の右側、地区番号 148 では、当初より図面中央部分の水路が生産緑地地区として取り込まれていたため、水路部分を生産緑地地区の区域から外しました。比較図の参考資料は、1 ページの上段です。

同じ図面の左側、地区番号 529 では、北西側の凹凸を修正しました。比較図の参考資料は 3 ページの下段です。

続きまして、A3判の計画図 12 ページをお願いいたします。図面中央、地区番号 317 では、西側の凹凸を修正しました。比較図の参考資料は 1 ページ下段です。

続きまして、A3判の計画図 13 ページをお願いいたします。図面中央、

地区番号 330 では、南東側の凹凸を修正しました。比較図の参考資料は 2 ページの上段です。

このように、現地と図面との整合性が図られなかった理由としましては、生産緑地の指定を行った平成 5 年当時は航空写真や地図情報が今ほど充実していなかったことが原因ではないかと考えております。今後も修正の必要が確認できた場合には、今回と同様に修正に取り組んでまいりたいと考えております。

以上が、今回の生産緑地地区の区域訂正となります。

続きまして、生産緑地地区の削除および追加の説明をさせていただきます。A3 判の計画図は、戻りまして 6 ページをお願いいたします。はじめに、計画図右下の凡例をご覧ください。赤の塗りつぶし部分は、今回削除を行う区域となっております。

それでは、図面左側をご覧ください。地区番号 55、地区名白糸台地区、白糸台体育館の南西側に位置し、令和 4 年 3 月 24 日に主たる従事者の死亡により買い取りの申し出がなされたもので、地区の全部、約 2,160 平方メートルを削除するものです。

次に、図面右上をご覧ください。地区番号 558、地区名紅葉丘地区、紅葉丘東公園の東側に位置し、令和 4 年 3 月 24 日に主たる従事者の死亡により買い取り申し出がなされたもので、地区の全部、約 590 平方メートルを削除するものです。

続きまして、計画図 8 ページをご覧ください。図面中央やや下側をご覧ください。地区番号 118、地区名押立町地区、都立府中東高等学校の北側に位置し、令和 4 年 2 月 2 日に主たる従事者の故障により買い取りの申し出がなされたもので、地区の一部、約 860 平方メートルを削除するものです。

続けて地区番号 122、地区名押立町地区、押立公園の南東側に位置し、

令和 4 年 3 月 24 日に主たる従事者の死亡により買い取りの申し出がなされたもので、地区の全部、約 1,040 平方メートルを削除するものです。

続きまして、計画図 10 ページ、右下の凡例をご覧ください。緑の塗りつぶし部分は今回追加を行う地区となっております。図面右側をご覧ください。地区番号 192、地区名若松町地区、市営第六若松町住宅の南西側に位置し、地区の一部、約 500 平方メートルを追加するものです。

次に、図面左側をご覧ください。地区番号 189、地区名、若松町地区、東京都水道局若松浄水所の西側に位置し、公共施設の設置に伴い地区の全部、約 5,120 平方メートルを削除するものです。

続きまして、計画図 11 ページをご覧ください。図面中央をご覧ください。地区番号 302、地区名南町地区、中央自動車道の南側に位置し、開発事業に伴う道路新設により、地区の一部、約 10 平方メートルを削除するものです。

同じく地区番号 304、地区名南町地区、こちらも地区番号 302 と同様に、開発事業に伴う道路新設により地区の一部、約 130 平方メートルを削除するものです。

続きまして、計画図 14 ページをご覧ください。図面中央をご覧ください。地区番号 420、地区名四谷地区、四谷文化センターの南側に位置し、令和 3 年 12 月 2 日に主たる従事者の死亡により買い取りの申し出がなされたもので、地区の一部、約 700 平方メートルを削除するものです。

以上、府中都市計画生産緑地地区の変更案につきまして、ご説明させていただきました。

なお、生産緑地地区の追加指定に当たりましては、農業委員会より令和 4 年 8 月 25 日付で、生産緑地として適正であるとの了承の回答をいただいております。削除および区域の訂正も併せた本件の都市計画変更案につきましても、令和 4 年 12 月 28 日付で了承の回答をいただいております。

また、都市計画法第 19 条第 3 項の規定に基づき、東京都知事との協議を行い、令和 4 年 10 月 31 日付で意見のない旨の協議結果通知を受けております。

その後、都市計画法第 17 条第 1 項の規定に基づき、本年 12 月 5 日から 12 月 19 日までの 2 週間、縦覧を行い、同法第 17 条第 2 項の規定に基づき、意見書の提出を求めたところ、意見書の提出はございませんでした。今後につきましては、本審議会の審議を経た後に、都市計画変更の告示を行う予定でございます。

以上が、府中都市計画生産緑地地区の変更の説明となります。

なお、第 1 号議案の透明なクリアファイルの中にございます図面は、都市計画変更に必要な図書「府中都市計画生産緑地地区総括図」でして、府中市全域の地図に生産緑地の区域を示したものになります。

よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】議案の説明が終わりました。それでは、これより審議に入りたいと思います。ご質問、ご意見ございますでしょうか。

それでは、ないようですので、まず第 1 号議案について採決したいと存じます。第 1 号議案「府中都市計画生産緑地地区の変更について」は、議案のとおり決することで、異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということでございます。それでは、本案につきましては議案のとおり決することといたします。

続きまして日程第 4、第 2 号議案「特定生産緑地の指定について」を議題にしたいと思っております。

それでは、議案の説明をお願いいたします。

【公園緑地課職員】はい、議長。それでは、ただいま議題となりました、第 2 号議案、特定生産緑地の指定についてご説明いたします。

本議案は、令和 5 年に指定から 30 年が経過する生産緑地の 23 地区について、さらに 10 年間延長する特定生産緑地に指定するものです。

なお、特定生産緑地の指定は都市計画決定ではございませんが、都市計画決定に準じた法的効果を発生させるものであることから、生産緑地法第 10 条の 2 において、市町村長は指定しようとするときはあらかじめ当該生産緑地に係る農地等利害関係人の同意を得るとともに、市町村都市計画審議会の意見を聞くこととされています。

それでは、ページを 1 枚めくっていただきまして、資料の 1 ページをご覧ください。こちらは、今回指定しようとする指定生産緑地の対象地区を表にしたものでございます。

はじめに、この表についてご説明させていただきます。表の上段をご覧ください。表は左から、番号、位置、面積、申出基準日、備考、図面番号を記載しています。右端の図面番号でございしますが、A3 判の指定図が 11 枚ございますので 11 を分母として記載しております。

次に、2 ページをお願いいたします。この A3 判の図面は、指定図としております。左下の凡例をご覧ください。緑の囲いが生産緑地地区、濃い緑の目の細かい網かけが今回新たに特定生産緑地に指定する区域です。なお、目の粗い網かけは令和 4 年度に特定生産緑地として既に指定した区域です。また、指定図資料の右上には図面番号を記載しております。

ここで、先ほどの資料との照合ですが、一例を挙げさせていただきます。恐れ入りますが、戻りまして A4 判資料の 1 ページと A3 判資料の 2 ページの指定図の右上の図面番号 11 分の 1 を開いてご覧ください。A4 判の資料 1 ページの中段に記載しています番号 514 は多磨町二丁目地内に位置し、当該地は図面番号 11 分の 1 で、2 ページの図面の中央の濃い緑の網かけとなっており、その上に黒文字で 514 番と表示しております。このような構成で 23 の地区について資料を作成しております。また透明なクリ

アファイルの中にございます図面は、府中市全域の地図に今回指定する特定生産緑地の区域を示した総括図でございます。

最後に、特定生産緑地の指定は生産緑地所有者等の同意が前提となっておりますが、特定生産緑地の一部は相続税の納税猶予を受けていることから、抵当権者である税務署長からも同意を得ていることもご報告いたします。

説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

【議長】はい、ありがとうございます。議案の説明が終わりました。

それでは、これより意見聴取に入りたいと存じます。ご質問、ご意見は、ございますでしょうか。

ご意見、ご質問がないようですので、第2号議案について採決したいと存じます。第2号議案「特定生産緑地の指定について」は、議案のとおりとすることで異議はないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、本案につきましては議案のとおりとすることといたします。

続きまして日程第5、第3号議案「府中都市計画用途地域等の変更（原案）について」を議題にしたいと思えます。

それでは、議案の説明をお願いいたします。

【計画課長補佐】はい、議長。それでは第3号議案、府中都市計画用途地域等の変更（原案）について、ご説明させていただきます。昨年7月15日に開催いたしました本審議会においてご審議いただいた、用途地域等の変更（素案）につきまして、市民へ公表するとともに、東京都との事前協議を実施した結果、素案の一部を変更し、原案として取りまとめましたので、ご審議いただくものでございます。

また今回、新たに特別用途地区についても変更を行うことから、原案に

追加しております。詳細は、後ほど担当主査からご説明いたします。本日の本審議会でご了承いただけましたら、原案を市民へ公表し、都市計画の変更に向けた手続きを進める予定でございます。

続きまして、素案を市民へ公表した際の状況をご報告いたします。9月1日に広報ふちゅうへ素案を掲載するとともに、9月1日から9月22日までの期間、ホームページにおいても同内容を掲載し、意見募集を行いました。また、9月8日および9日の2日間、フォーリス1階光と風の広場におきまして、素案のパネルを掲示し、自由に入退場ができ、来場者からの質問や、意見を聴取する手法のオープンハウスを実施いたしました。オープンハウスでは2日間で合計680名の方々にご覧いただきました。オープンハウスの会場においてもアンケートを実施しましたが、素案に関する意見はありませんでした。

また変更箇所のうち、用途地域等の変更に伴い、現在建っている建物が、既存不適格建築物となる可能性がある等、比較的影響の大きな土地所有者の方17名へは個別に説明を行いました。

市民への公表状況は以上でございます。内容の詳細につきましては、担当主査よりご説明いたします。

【都市計画担当主査】はい、議長。それでははじめに、素案から原案への変更点についてご説明いたします。用途地域と書かれている赤色のインデックスが貼られていますページをお開きください。令和4年7月15日開催の本審議会において、府中都市計画用途地域等の変更（素案）について審議をし、議決いただきましたが、このたび、原案を作成する過程で、素案から変更した箇所があることから報告をするものでございます。

1の変更箇所でございますが、No.26の若松町四丁目地内でございます。

続きまして、2の変更理由でございますが、素案において、現状存在する柵を用途地域の境界としていたしましたが、柵のやや南側に境界標を設置し

た地番境があることが判明したため、素案を変更し、地番境を用途地域の境界として設定するものでございます。

3 の変更内容でございますが、図でご説明します。図面の表示ですが、上が北方向で、左側に旧としまして素案を、右側に新としまして原案を示しております。青線は現在の境界線、赤線は変更しようとする境界線です。左側の素案では、用途地域の境界線を北側の赤線へ変更しようと考えていましたが、右側の原案では、用途地域の境界線を南側の赤線へ変更するものでございます。

以上が素案から原案への変更点です。

2 ページをお開きください。続きまして、府中都市計画用途地域等の変更（原案）についてご説明いたします。こちらは、原案の変更箇所位置図でございます。なお、素案からの箇所の変更はございません。

続いて、3 ページをお開きください。資料は横向きになるようお願いいたします。こちらは、変更箇所の変更内容が分かるように拡大した図面です。47 箇所分、3 ページから 32 ページまでございます。素案から原案への変更点は、15 ページをご覧ください。15 ページにお示ししておりますのが、先ほどご説明しました No.26 の 1 箇所でございます。

続きまして、資料の向きを元に戻していただきたいと思えます。「用途地域」と書かれている赤色のインデックスが貼られています、33 ページをお開きください。こちらは、府中都市計画特別用途地区の位置図及び変更概要でございます。府中市では、特別用途地区としまして娯楽・レクリエーション地区、および都市型産業専用地区の 2 種類の地区を指定しています。

図面左下の凡例をご覧ください。娯楽・レクリエーション地区をオレンジ色、都市型産業専用地区を水色で示しております。今回の特別用途地区の変更は形式的な面積変更および種類名称の変更で、実質的な区域変更や

内容変更はございません。

図面左上をご覧ください。変更概要をご説明いたします。今回の用途地域等の変更に際しては、GIS（地理情報システム）の活用が可能となるよう地図をデジタル化し、図面をGISデータにて作成しております。このことに合わせて、面積についてもコンピューター上に作成した図形で計測しております。同様に、特別用途地区についてもGISデータにて図面を作成し、面積の再計測を行ったところ、現行の都市計画決定面積に差異が生じました。今後は、GIS計測面積を正とするため、面積を変更するものでございます。区域の追加や削除はありません。

娯楽・レクリエーション地区については、面積が約104.7ヘクタールから約104.8ヘクタールに変更しております。また、都市型産業専用地区については、約146.3ヘクタールから約147.1ヘクタールに変更しております。

続きまして、2の娯楽・レクリエーション地区の種類名称の変更についてですが、平成20年の府中市体育施設条例の改正により施設名称の変更がありました。今回の用途地域の一括変更のタイミングに合わせて、条例上の施設名称との整合を図るため、「府中市民健康センター及び府中市郷土の森地区」から「郷土の森公園地区」に名称を変更しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

【議長】ありがとうございました。議案の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りたいと思います。ご質問、ご意見はございますでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】オープンハウスを実施したということで、その時意見はなかったということですが、アンケート自体は意見を書くだけで、他に何か感

想を書く項目はなかったのか、具体的に何か意見や感想はなかったということでもよろしいでしょうか。

それから質問をもうひとつ。既存不適格について、17名に対して説明に行ったということですが、具体的に、説明してその結果、了解得られたというか、特に意見はなかったということでもよろしいのか、再確認したいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

【議長】質問がありましたので事務局から回答をお願いします。

【計画課長補佐】はい、議長。オープンハウスの際のアンケートに関するご質問にまずお答えさせていただきます。アンケートに関しましては、素案に関する意見というものは、先ほどもご説明したとおり、ありませんでしたが、その他の意見といたしまして、場所の表示が分かりにくいですとか、多摩川低地の水害対策、その他、心が和む景観を見られるように、例えば富士山を眺める場所に展望台を造ってもらいたいというような意見はございましたが、素案に関する意見ではありませんでしたので、先ほどの説明からは除かせていただいたところでございます。

また、17名の既存不適格になる可能性のある地権者に対しての説明時にご意見があったかどうかにつきましては、先ほどご説明いたしましたNo.26の変更について、素案から原案になった段階で変更をかけているところでございますが、それ以外の場所については特にご意見等はありませんでした。

以上でございます。

【議長】よろしいでしょうか。

【〇〇委員】はい、ありがとうございます。

【議長】他にどなたかご意見、ご質問、ございませんでしょうか。よろしいですか。

他にないようですので、それでは第 3 号議案について採決したいと存じます。第 3 号議案「府中都市計画用途地域等の変更（原案）について」は、議案のとおり決することで異議はないでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、本案につきまして議案のとおり決することといたします。

それでは、続きまして日程第 6「その他」について、事務局から何かありますでしょうか。

【都市計画担当主査】はい、議長。事務局から 1 点ご報告させていただきます。今後の都市計画審議会の開催予定についてでございます。次回の予定は令和 5 年 5 月ごろを予定しております。また、皆さまには開催通知等でお知らせしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【議長】報告を終わりました。この件について、ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、以上で本日の日程は終了となります。委員の皆さま方には大変ご多用の中をお越しいただきまして、また慎重なご審議を賜り厚く御礼申し上げます。

以上をもちまして、本日の府中市都市計画審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 ○ ○ ○ ○

委 員 ○ ○ ○ ○

委 員 ○ ○ ○ ○